

WTO非農産品市場アクセス（NAMA）交渉の現状と対応

平成 17 年 10 月
農 林 水 産 省

1 9月以降の動き

- ラミー新事務局長の下で、12月の香港閣僚会議でのモダリティ合意を目指し、9月下旬からNAMA交渉が再開。
- 10月3日の非公式会合におけるヨハンソン議長の発言によれば、当面のNAMA交渉においては、関税削減方式の係数、途上国の柔軟性及び非譲許品目の譲許の取り扱いを重点的に議論する考えとのこと。（これらを先行検討の後、分野別関税撤廃・調和、非関税障壁を議論。）

2 WTO非公式閣僚会合（フルエラ会合）

10月10日に、WTO非公式閣僚会合が開催。NAMA交渉関連では、

- (1) ラミー事務局長より、関税削減方式、途上国の柔軟性、非譲許品目の取り扱いについて、重点的に意見交換すべきと発言。
- (2) 我が国からは、スイス方式により様々な係数で試算した値を含む説明を実施。

3 10月のNAMA非公式会合（事務レベル）の動き

10月11日から、ジュネーブにおいて、NAMA非公式会合が開催されている（14日まで）。

11日の会合では、ニュージーランドより、スイス方式で低い係数を採用することが貿易拡大に貢献との説明があり、意見交換が行われた。

分野別関税撤廃・調和に関しては、ニュージーランド、カナダ、ノルウェーなどの輸出国の自主的な少数国会合において、林水産物の貿易拡大に関する検討が継続中。

4 バイでの働きかけ

NAMA交渉に関連して、多国間交渉や二国間協議の場を利用して、関係国に我が国の考え方を説明し理解を求める働きかけを実施。

5 今後の対応

- (1) 関税削減方式については、スイス方式で先進国と途上国の係数を異なるものとする方向で収斂しつつある状況。我が国としては、関税削減方式の適用に当たり、先進国も含めた全ての国の特別な事情に配慮すべき旨を引き続き、機会を捉えて主張。ただし、関係国への理解は広がっておらず、厳しい状況。
- (2) 分野別関税撤廃・調和については、輸出国による自主的な検討が行われているが、我が国としては林水産物は対象とすべきではないとの立場で対応。
- (3) 非関税障壁の取り扱いについては、今後検討が具体化。我が国としては、資源の持続的利用の確保の観点に立って対応。
- (4) 今後とも、二国間協議等の場を活用しつつ、我が国の主張への理解の拡大に努力。

(参考) 今後の日程

11月中旬	モダリティ原案提示予定
12月13~18日	香港 WTO 閣僚会議